

第2回「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」議事要旨

1 日時

平成25年9月9日(月) 午後3時00分から午後5時45分まで

2 場所

警察庁第2会議室

3 出席者

座長	安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	相澤 直樹	一般社団法人全国銀行協会業務部長
(五十音順)	金子 正志	弁護士
	釘宮 悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
	小林 勇	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

4 配付資料

第2回配付資料

5 議事要旨

犯罪収益移転防止法に基づく顧客管理制度とFATF勧告等が求める措置の全体像及び本懇談会で取り上げる論点について、配付資料に沿って警察庁から説明し、以下の(1)から(6)の論点について議論がなされた。

(1) 関連する複数の取引が敷居値を超える場合について

- ・ FATFの指摘は、200万円超の一見取引に関するものであり、FATF勧告の原文では‘appear to be linked’とされていることから、外形的・外見的に一連の取引であることが明らかであると判断できるような場合に一連のものとして扱うというもので、その限りでは実務上対応可能である。実際には、対面で同時に複数の取引を行うような場合に限られる。
- ・ 敷居値以下の取引が連続して行われる場合に、どの段階で取引時確認を行うこととするのかの検討が必要である。法律レベルでは抽象化した形での規定ぶりとなっても、政省令において、例えば、取引時確認のタイミングを同一の支店で複数回の取引が判明した場合等と規定することで、第4次FATF勧告で求められる実効性(エフェクティブネス)を担保できるのではないか。

(2) 写真付きでない証明書類(健康保険証等)による本人特定事項の確認について

- ・ 写真付きでない証明書類、特に、健康保険証を除外すると、顧客に与える影響がかなり大きいと考えられることから、写真付きでない証明書類を認めただうえで、顧客の住居宛てに転送不要郵便を送ることや、補完的に他の書類の提示を求めるなどの二次的な確認措置で対応することが現実的である。ただし、一见取引ではこうし

た補完措置がとれない場合が想定される。

- ・ 写真付きでない証明書類を使う場合は、公共料金の明細書等で補完措置を講じることにより、ハードルは低くなるのではないか。一見取引で補完措置が講じられない場合は、取引をお断りするという運用も必要ではないか。
- ・ マイナンバーカードが写真付きであることから、これが広く普及すれば証明書類の問題は解消されるであろうが、それまでの暫定措置が必要。例えば、利用者の利便性を考慮し、官公署で写真付きの仮の証明書を発行するなど、重層的な措置の検討も必要である。
- ・ 全体のコストを考えた場合、写真付きでない証明書類もなるべく写真付きのものにしていくことが、本来は一番望ましい形なのではないか。
- ・ 取引を行う際の身分証明が国際的に厳しくなっている状況について、一般には十分認識できていない状況にあることから、広く分かりやすい形で周知する必要がある。

(3) 法人顧客の代理人の権限委任について

- ・ 権限委任の確認書類を委任状だけに限定すると、法人顧客の負担が大きい。実務上は、電話により確認するというのであれば対応可能である。
- ・ 本年4月に改正されたばかりであり、現状、権限委任の確認書類として認められている社員証を認めないとするならば、十分な周知が必要。また、既に社員証により確認された顧客については、仮に法改正があったとしても、改めての確認は不要としていただきたい。
- ・ サイン社会である外国では、委任状作成も比較的簡単であるのかもしれないが、日本においても、担当者が代理のための手順として作成することは、事業者でもあり、大きな負担ではないのではないか。

(4) 実質的支配者を自然人まで遡る確認について

- ・ 実質的支配者を自然人まで遡る確認については、第4次FATF勧告にかなり詳細な記載があることや、G8で合意されたアクション・プランでも、法人に対する実質所有者情報の入手・保持の義務付けが示されていることから、今回の論点で最も重いものと受け止められ、日本もこれに対応していかなければならないと認識している。
- ・ 特定事業者にできることは、まずは法人自身が自らの実質的支配者を把握していることを前提として、顧客に申告してもらうことである。
そのうえで、リスクベースにより、何か不審点が認められれば、特定事業者がインターネット等で必要な情報を調査して対応するという措置も考えられるが、それでFATF勧告がクリアできるのかという問題がある。
- ・ 顧客において実質的支配者が分からないという場合に、代表者を実質的支配者とみなすといった代替的な措置を認める必要がある。
- ・ 法人自身が実質的支配者を遡ることを容易にするため、米国や英国において検討されている、実質的支配者を登記する制度についても検討する必要があるのではないか。
- ・ 特定事業者による顧客からの実質的支配者情報の取得には限界があると思われる

ので、例えば、監督官庁が保有する情報の活用はできないのか。

- ・ 実質的支配者の確認は重要な課題であり、再度、方法論も含めて本懇談会で議論すべきである。
- (5) P E P s (外国の重要な公的地位にある者)との取引でのリスク軽減措置について
- ・ 第4次F A T F勧告では、国外に加えて、国内のP E P sも対象とされており、これを見据えた検討が必要である。まずは、国においてP E P sのリストを作成することを検討いただきたい。それができないということであれば、定義を明確化する必要があるが、国外と国内とではリスクが異なるので、必ずしも同じ定義でなくともよいと考える。
 - ・ F A T Fガイダンスによると、例として、商用データベースの使用、政府又は事業者独自によるリスト作成、資産公開制度の利用、インターネットによる検索等が挙げられている。各特定事業者が実情に合わせて判定することが認められているものと理解する。
 - ・ 行政においてP E P sのデータのある程度蓄積していただいて、特定事業者が顧客対応した時に確認するような運用でないと、判断できないのではないかと。
 - ・ 過去にP E Pだった人について、いつまでP E Pとして扱うかについても検討を要する。
 - ・ 外国のP E Pは一律に、国内のP E Pはリスクが高い場合に資産・収入と資金源の確認が必要とされているが、その確認方法を書類によらずに申告のみとするのかの検討や、国内P E Pの場合は資産・収入等を顧客に尋ねることが内報に当たらないのかの検討が必要である。
 - ・ 我が国ではP E P sであることがリスクに当たるという認識が低いのではないと思う。特に、国内P E P sについては、海外での事例となるのであろうが、可能であれば、立法事実を調査する必要がある。
 - ・ 現行法にP E P sの規定がないことから、それを措置する必要性は認められるが、P E P sの定義について、明示的な線引きができる文言での仕分けや法制化をしないと、有効性が確保できないことになる。
- (6) 各論点全体を通じて
- ・ 本懇談会では、幅広い特定事業者を対象とした義務付けや規制を検討しているので、方向性が見えてきた段階で、可能であれば、委員として代表者が出席している特定事業者以外の特定事業者からの御意見をいただく機会を設けるなどして、調整を図る必要がある。
 - ・ 立法に当たっては、国際社会からの要請と我が国の状況とのねじれをよく見極めて調整しないと、結果として、意味のない空文を設けることになりかねない。
他方、F A T F勧告への対応が受け身となることなく、国際社会に通用する法律、制度を進めるという点については、是非、チャレンジしていただきたい。
 - ・ 日本は他国と社会構造が異なる部分もあるということ、F A T Fに対して主張し、理解してもらい必要がある。
 - ・ 第4次F A T F勧告への対応を見据えた上で、我が国の実務で対応できること、できないことをしっかりと検討し、できることについては、1回の制度改正で全て

措置すべきであると考え。したがって、大きな制度改革になることが予想され、事業者サイドからだけでなく、十分な政府広報による国民への周知が必要である。